

令和5年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和5年(2023年)9月29日(金)
質問者 自民党・道民会議 早坂 貴敏 委員
答弁者 保健福祉部長 道場 満
保健福祉部福祉局長 板垣 臣昭
子ども家庭支援課子育て支援担当局長 森 みどり
高齢者保健福祉課長 菊谷 克己
子ども家庭支援課虐待防止対策担当課長 山谷 信夫

○早坂貴敏委員

道では、ケアラーとその家族を支援するため、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」を施行し、条例に掲げる基本的施策の総合的かつ計画的な推進に向け、本年3月「北海道ケアラー支援推進計画」を策定し、4月から開始をしているところであります。「普及啓発」そして「相談の場の確保」、さらに「地域づくり」ということで3つを基本的施策としながら取組が進められていると承知をしております。そうした中、以下伺ってまいります。

はじめに、ケアラーへの支援に向けて、道はこれまでどのように取り組んできたのか伺います。

○高齢者保健福祉課長

ケアラー支援の取組についてでございますが、道では、北海道ケアラー支援推進計画に「普及啓発の促進」「相談の場の確保」「地域づくり」を基本的施策の柱に掲げまして、広く道民の方々への理解を促進するため、ポスターやリーフレットなどによる周知や道のホームページ、SNSなどによる情報発信、シンポジウムの開催などの広報・啓発活動のほか、ケアラーからの相談に応じて、適切な支援が行われるための市町村や関係機関の職員などへの研修の実施、地域における見守り・支え合いに向けた関係者間の連携強化や交流拠点の設置促進などの地域づくり全般に関する助言等を行うアドバイザー派遣などに取り組んでおります。

○早坂貴敏委員

今ご答弁いただきました、ポスター、リーフレット、SNSの活用ですとか、あるいは地域の連携についてのお話があったと思いますけれど、まさにケアラー支援をしていくための地域づくりに向けて、市町村あるいは関係機関等との連携ということが極めて重要であると思っておりますが、それでは具体的にどのように取り組んでいるのかということについて伺います。

○保健福祉部福祉局長

市町村や関係機関等との連携についてでございますが、道内全ての市町村において、ケアラー支援を行うための相談支援体制の構築と窓口の明確化や分野横断的な連携・協議の場が設置されますよう、道では、市町村や地域包括支援センターなど、ケアラー支援に携わるの方々への研修や、関係者間の連携強化に向けて市町村等に助言を行うアドバイザーの派遣などを行っているところ

でございます。

今年度は、こうした取組に加えまして、市町村を対象に、ケアラー支援の必要性や体制整備等についての説明会を振興局単位で開催するなど、地域の実情に応じた支援体制が進むよう働きかけや助言などの支援に努めており、引き続き、関係者との連携を密にしながら、地域における支援体制構築に向けて取り組んでまいります。

○早坂貴敏委員

次にヤングケアラーの取組について伺います。

道は、昨年6月から、ヤングケアラーやその御家族等を対象とした専門の相談窓口を設置していただいているところでありますが、これまでの相談実績と主な内容について伺います。

○子ども家庭支援課虐待防止対策担当課長

相談実績についてであります。昨年6月の窓口の開設以降、本年8月までに60件の相談があり、その内訳は来所が5件、電話が46件、メール等が9件となっております。

相談内容については、ヤングケアラー当事者から学校生活や日常生活に関する相談を受け、悩みの傾聴や助言を行ったほか、学習の遅れを心配する子どもには、学習支援を行う団体を紹介するなど、個々のニーズに応じた対応を行っております。

また、子どもの保護者から、自分の子どもにきょうだいや祖父母のお世話をさせてしまっているといった相談や、学校から、生徒が家事を担っており、学校生活に支障が生じているといった相談には、地域のヤングケアラーコーディネーターへ情報をつなぐなどの対応を行っております。

相談対応の他にも、同じ経験を持つ者と話ができる場も大事とのヤングケアラーご本人たちの意見を踏まえ、住んでいる地域にかかわらずヤングケアラー同士が匿名で気軽に悩みや経験を共有できる場として、オンラインサロンを定期的に開催するなどの支援にも取り組んでおります。

○早坂貴敏委員

相談件数60件というお話でありましたけれども、ヤングケアラーを適切な支援につなげていくためにはその相談窓口というものを、もちろん設置するのも大事だと思いますが、ただそれだけではなく学校関係者や地域の関係機関などヤングケアラーの周囲の方々の気づきですとか、あるいは連携というところでそういったつながりができることが不可欠だろうと考えているところでもあります。

そうした中で、お話にありましたように地域の支援体制を充実するためには、道が配置しているヤングケアラーコーディネーターの役割というものが、極めて重要になってくるのだろうと考えております。改めてその点についてどのように取り組むのか伺います。

○子ども家庭支援課虐待防止対策担当課長

ヤングケアラーコーディネーターについてであります。ヤングケアラーやそのご家族が抱える問題は多様であり、子どもが多く時間を過ごす学校をはじめ、家庭の状況を把握している市町村や児童相談所のほか、地域の保健・医療・福祉などの関係機関が情報を共有しながら、適切な支援を実施していくことが重要と認識しております。

このため、道では、児童相談所の所管圏域ごとにヤングケアラーコーディネーターを配置し、

関係機関や地域住民等からの相談対応や連絡調整、適切な支援に結びつけるとともに、理解促進や早期把握のための研修会の開催や市町村が行う地域の支援体制構築への助言などを行っているところです。

道といたしましては、今後も、ヤングケアラーコーディネーターを有効に活用しながら、市町村や関係機関と連携し、支援体制の充実・強化に取り組んでまいります。

○早坂貴敏委員

自分自身がヤングケアラーとは自覚していない、あるいは家族の世話は当然と思い、抱え込んでしまっている事例も多く見られるというお話も伺っているところであります。

そうした中で、ヤングケアラーと思われる子どもたち自身が、自らの負担を自覚しながら、周囲に必要な支援を求めていくことができるように、ヤングケアラーの更なる普及啓発に向けて、道として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○子ども家庭支援課子育て支援担当局長

ヤングケアラーに関する普及啓発についてでございますが、道が実施した調査では、児童生徒のヤングケアラーに関する認知度は低く、ヤングケアラー自身も自覚が乏しいことや誰にも悩みを相談した経験がないなどの状況が明らかとなっており、子どもたちのヤングケアラーや相談窓口に関する認知度を高め、必要な支援につなげていく必要があると認識をしております。

このため、道では今年度、ヤングケアラーへの理解を深めることを目的に児童生徒向けの電子ハンドブックを作成することとしており、作成にあたっては、中高生を対象としたワークショップを開催し、ヤングケアラーに最も近い存在である子ども達から様々な支援のアイデアやご意見をいただいたところでございます。

道としては、市町村や学校などとも連携しながら、現在作成中の電子ハンドブックを活用した更なる普及啓発を行うとともに、引き続き、専門相談窓口やオンラインサロンなどの周知を行いヤングケアラーが孤立することなく、将来にわたり希望を持って生活できる地域づくりを着実に推進してまいります。

○早坂貴敏委員

ケアラー支援を推進していくためには、支援が必要な方々の早期発見、そしてまずは何よりも、道民の多くの皆様へのケアラー支援に関する理解、そういったものをより一層高めていくことが重要であると考えているところであります。

そうした中で、道として、今後、ケアラー支援の推進に向けて、どのように取り組んでいただくのか伺います。

○保健福祉部長

今後の取組についてでございますが、ケアラーの方々を孤立させることなく、適切な支援につなげていくためには、ケアラーご本人やご家族はもとより、多くの方々への理解の促進、相談の場の確保、支援を行う地域づくりを進めていくことが重要と考えております。

このため、今年度からの重点的な取組といたしまして、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、啓発動画の配信やシンポジウムの開催、啓発メッセージや相談先を記載したカード

を市町村や相談支援機関、民間企業等に配布するなど、集中的な広報や啓発活動を行うほか、支援に携わる幅広い関係者を対象に研修を行い、修了者を「ケアラーサポーター」に認定し、ケアラーの理解者として地域で活動する人材を養成することとしております。

道といたしましては、今後とも、教育機関と市町村等をつなぐヤングケアラーコーディネーターの活用や支援体制構築に向けた市町村へのアドバイザー派遣など、ケアラーを支える地域づくりを推進し、ケアラーとその家族が将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○早坂貴敏委員

条例を先行的に制定していただいて、少しずつ認知は高まっているものと思いますけれど、やはりこうした機運を高めていく、そして地域でケアラーを支えていく、そういったことが極めて重要だと思いますので、ぜひ引き続き取り進めていただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。